

不安をあおって契約させる 分電盤の点検商法に注意

【相談事例】

数日前「分電盤の点検で伺いたい」と知らない業者から電話がかかってきた。**無料**だということで、それならと思い来てもらった。昨日、業者が来て分電盤のふたを開けると点検する様子もなく、すぐに「これは古い」「地震があったら漏電が怖い」とまくしたてられて、**新しい分電盤に交換すると15万円**だと言われた。不安になって工事の契約をしてしまったが、高額ではないかと思い、解約をしたい。



アドバイス



- 「分電盤を無料で点検する」という電話や訪問があっても安易に応じず、少しでも不審に思ったときには点検を断りましょう。
- 点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**

相談時間

月～金曜日 9:00～16:00（金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付）

土曜日 10:00～16:00（土曜日は電話相談のみ受付）

* 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

* 来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください。

事例の解説

- 「分電盤の点検項目が増えました」「古い分電盤の無料点検をしています」などに見知らぬ事業者からの電話や訪問をきっかけに点検をしてもらおうと、事業者から「古いからこのままだと漏電して火災のおそれがある」などと不安をあおって新しい分電盤の交換工事の契約をさせる点検商法の相談が増えています。
- 契約している電気事業者やガス事業者と誤解させるような勧誘トークも見受けられます。電話を受けた時に、事業者名や電話番号を確認し、少しでも不審に思ったときには点検を断りましょう。また、安易に個人情報をお教えないようにしましょう。
- 電話で無料点検を了承したが断りたいという場合には、事前に断りの連絡を入れるのがよいでしょう。連絡先がわからない場合は、当日、事業者が訪問してきた際に、ドアを開けずインターホン越しに「今回は点検を断る」と伝えましょう。
- 訪問販売で契約した分電盤の交換工事は、契約書面を交付された日を含め8日以内であれば、事業者に書面または電磁的記録（電子メール等）で通知することによってクーリング・オフによる無条件解除が可能です。工事が終了していても、クーリング・オフ期間内であれば、無条件で解約が可能です。
- 工事など高額な契約をする場合は、複数の事業者から見積もりを取り、比較検討したうえで、契約することが大切です。勧誘されたその場で契約をするのはやめましょう。
- 高齢者の場合、工事が終了していると、解約はできないと思うことが多いので、ご家族や介護事業者、ご近所の方など見守り関係者のサポートが大切です。たとえクーリング・オフ期限が過ぎてしまっても、勧誘方法に問題がある場合は、川崎市消費者行政センターにご相談ください。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**